

委 託 仕 様 書

1 件名

江東区一般廃棄物処理基本計画改定支援業務委託

2 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 履行場所

江東区清掃リサイクル課指定場所

4 計画改定の目的

現行の江東区一般廃棄物処理基本計画は、平成29年3月に策定され、平成29年度を初年度として、令和8年度までの10年間を計画期間としている。現行計画策定後、本区は、令和2年3月に「江東区長期計画 令和2年度 ▶ 令和11年度」及び「江東区環境基本計画（後期）令和2～6年度」を策定している。これらの計画との整合性を図りながら、国、東京都の動向や、現行計画策定後の清掃事業を取り巻く社会状況の変化を踏まえて、現実的かつ具体的な内容となるよう、一般廃棄物処理基本計画を改定するものである。

5 委託業務内容

(1) 計画改定にあたっての課題分析、資料作成などに関する業務

- ① 現在の江東区一般廃棄物処理基本計画及び関係する個別計画の検証
- ② 区の一般廃棄物処理の現状及び重要課題等の分析、問題点の抽出
- ③ 一般廃棄物処理基本計画の改定に必要な国、東京都、他自治体等に関する情報を収集・整理する
- ④ 令和2年度に実施した家庭ごみアンケート・事業所ごみアンケート結果を踏まえて課題の抽出
- ⑤ 区を取り巻く社会経済情勢の変化等の分析

(2) 事務局案作成に係る支援

- ① 計画の方針・施策体系の策定
 - ② 主要施策、重点取組の立案
 - ・新たに江東区食品ロス削減推進計画を新計画の中に位置付ける
 - ・プラスチック資源のリサイクルについて盛り込む
 - ・SDGsの視点を取り入れる
 - ③ 計画目標の設定
 - ④ 計画の推進・進行管理の設計
- (3) 江東区一般廃棄物処理基本計画改定専門委員会（4回から5回程度）への運営協力
- ① 専門委員会の企画提案
 - ② 専門委員会の資料作成
 - ③ 専門委員会の運営（議事進行等）を区と協議しながら行う
 - ④ 専門委員会審議結果（報告書）のとりまとめ
- (4) 計画（案）作成に係る支援
- ① 計画の方針・施策体系の策定
 - ② 主要施策、重点取組の立案
 - ・新たに江東区食品ロス削減推進計画を新計画の中に位置付ける
 - ・プラスチック資源のリサイクルについて盛り込む
 - ・SDGsの視点を取り入れる
 - ③ 計画目標の設定
 - ④ 計画の推進・進行管理の設計
- (5) 計画（案）に対するパブリックコメントに係る支援
- ① 広報資料（ホームページ・広報掲載の計画案原稿等）の作成
- (6) パブリックコメントの意見・課題整理に係る支援
- ① 意見・課題等のとりまとめと回答案の作成
 - ② 意見・課題等に基づく計画案の修正
- (7) 計画書の作成及び印刷製本
- ① 本編・資料編 A4版 130ページ程度
 - ② 印刷部数 本編・資料編を2色刷り 500部
 - ③ 上記のほか、計画書電子データ（PDFファイル等）をCD-Rによ

り提出すること。

(8) その他

- ① 一般廃棄物処理基本計画改定に必要と考えられる作業の提案と支援

6 スケジュール（予定）

令和3年

- ・ 4～7月 各月専門委員会1回程度開催予定
- ・ 7月 専門委員会の審議結果報告
- ・ ～10月 計画案作成
- ・ 12月 計画案審議・パブリックコメント実施

令和4年

- ・ 2月 計画案報告
- ・ 3月 計画策定・印刷

7 個人情報の取り扱い

個人情報については、別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」の取り決めによる。

8 支払方法

委託業務終了に伴う検査合格後、受託者の請求書に基づき一括払いとする。

9 その他

- (1) 5. 委託業務内容について、契約時の仕様書は、プロポーザル公募の企画提案に応じた内容を取り入れることができるものとする。
- (2) 受託者は、常に区担当者との連絡を密にし、業務の進捗に支障のないように注意すること。
- (3) 業務の履行に際しては十分な人員を配置し、遅滞なく資料作成・報告・納品等を履行すること。
- (4) 本業務により知り得た情報は、無断で他の目的に使用、または公開しないこと。

- (5) 業務遂行上必要となる資料やデータ等の作成は受託者の責において行うものとするが、区が所有し使用可能な資料については、受託者に貸与する。貸与された資料は、業務完了時に区に返却すること。
- (6) この業務により完成した成果物の著作権等の権利は、全て区に帰属するものとし、無断で他の目的に使用してはならない。
- (7) 資料の収集等に要する費用及び会議出席等に係る旅費等、また成果物や印刷物の納品に係る経費等は、全て受託者の負担とする。
- (8) 業務完了後、受託者の責により成果物に誤りが発見された場合には、速やかに訂正し、その際に要する費用は受託者の負担とする。
- (9) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承認を得なければならない。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合、その都度、双方協議のうえ実施すること。

10 担当部署

江東区環境清掃部清掃リサイクル課清掃リサイクル係

TEL : 03-3647-9181